

訪問看護ステーションひなた

重要事項説明書（医療保険）

当事業所は介護保険の許可を受けています。
（事業所番号：1461990910号）

当事業所は、利用者に対して訪問看護サービスを提供します。当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次のとおり説明致します。

合同会社バディ

1. 事業所経営法人

- (1) 法人名 合同会社バディ
- (2) 法人所在地 神奈川県横須賀市久里浜二丁目 13 番 1-202
- (3) 電話番号 046-874-8299
- (4) 代表者氏名 代表社員 永野 麻李菜
- (5) 設立年月 令和 6 年 9 月 2 日

2. ご利用事業所の概要

- (1) 事業の種類 訪問看護
令和 7 年 4 月 1 日許可
- (2) 事業の目的 当事業所は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者がその有する能力 に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的として、訪問看護サービスを提供します。
- (3) 事業所名称 訪問看護ステーションひなた
- (4) 所在地 神奈川県横須賀市久里浜二丁目 13 番 1-202
- (5) 電話番号 080-4058-5164
- (6) F A X 番号 046-874-8591
- (7) 管理者 永野 麻李菜
- (8) 運営の方針 当事業所では、訪問看護計画に基づいて、必要な訪問看護を行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

3. 営業日及び営業時間、サービス提供時間

- (1) 毎週月曜日から金曜日までの 5 日間を営業日とする。ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。
- (2) 営業日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までを営業時間とする。
- (3) サービス提供時間は午前 9 時から午後 5 時とする。
- (4) 電話やショートメッセージ等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

4. 職員の配置状況

- (1) 主な職員の配置状況（※職員の配置については、指定基準を満たしています。）

職 種	員 数
管理者	1 人
看護職員	2 人

(2) 勤務体制

日 勤 午前8時30分～午後5時30分

(3) 従業者の職務内容

管理者は、訪問看護事業に携わる従業者の総括管理、指導を行う。

看護職員は、訪問看護計画に基づき医療処置、投薬、検温、血圧測定等行為を行う。

5. 当事業所が提供するサービス

(1) 利用者がかかりつけの医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書に基づき、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施します。

(2) 利用者に主治医がない場合はステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応をします。

6. 訪問看護サービスの内容

(1) 訪問看護計画書の作成

(2) 身体の清潔援助の作成

(3) 排泄に関する援助

(4) 栄養に関する援助

(5) ターミナルケア

(6) 褥瘡の予防・処置

(7) カテーテル等の管理

(8) 認知症患者の看護

(9) リハビリテーション

(10) 緩和ケア

(11) 家族への看護指導及び介護支援・相談

(12) その他医師の指示による医療処置や医療機器の管理

7. サービス提供における事業者の責務

当事業所は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①利用者の生命・身体・財産の安全・確保に配慮します。

②利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者又は家族（代理人）の請求に応じて閲覧させます。又、請求に応じて自費にて複写物を交付します。

③利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、医師、家族（代理人）、介護支援専門員等と話し合い、記録を記載するなど適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

④事業所及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又は

家族（代理人）に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関に利用者の心身等の情報を提供します。又、利用者の円滑な対処のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて利用者の同意を得ます。

8. サービス利用料金

介護保険対応、医療保険対応で料金が異なります。

(1) 介護保険給付対象サービス（指定訪問看護・指定予防訪問看護）

医療保険の適用がある場合は、原則として別料金の1割から3割が利用者様の負担額となります。指定訪問看護・指定予防看護では料金が異なります。

(2) 医療保険給付対象サービス

医療保険の適用がある場合は、原則として別紙料金の1割、2割又は3割が利用者様の負担額となります。

※厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別管理加算対象者、特別訪問看護

指示書期間中の利用者は訪問回数に制限はありません。

(3) その他の利用料（消費税10%対象サービス税抜金額）

①訪問看護と連携して行われる死後の処置 20,000円

②通常の実施地域を越える場合の交通費 通常の実施地域を越えたところから片道1キロ当たり20円とする。利用料の支払いを受けた時は、利用者又はその家族に対し利用者与其他利用料について記載した領収書を交付する。

③年末年始（12月29日～1月3日）の期間、1日4,000円の自費が発生致します。

④自費の緊急訪問は30分当たり5,500円の自費が発生致します。

⑤土日祝日及び、時間外（午前8時30分～17時30分を除く）は生活保護、医療限度額適用・標準負担額減額認定証、そのほか公費の証明書等をお持ちの方を除いて1日3,000円発生致します。

(4) サービスに関わるその他の費用

サービスの実施に必要な水道、ガス、電気、電話等の費用は、御利用者様のご負担になります。

(5) 自費対応のサービス提供（消費税10%対象サービス）

上記以外において、自費でのサービス提供については別紙参照の上、個別に相談に応じます。

利用料金のお支払方法

料金を月末締めで算定し、翌月15日までにご請求額について「ご請求書」を発送致します。請求月の26日（休日の場合、翌営業日）に自動引き落としをさせていただきます。1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、ご利用日数に基づいて計算した金額とします。ただし、自動引き落とし手続き期間中は、26日までに以下の指定口座にお振込ください。

指定口座：かながわ信用金庫

普通 口座番号 0386283

口座名義人 合同会社バディ 代表社員 永野 麻李菜

9. サービスを終了して頂く場合（契約の終了について）

当事業所との契約では契約が終了する期日は特に定めていませんが、以下のような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約を解約・解除しサービスを終了して頂くことになります。

- ①要介護認定により利用者の心身の状態が自立又は要支援と判定された場合
- ②事業所が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により訪問看護を閉鎖した場合
- ③事業所の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービス提供が不可能になった場合
- ④当事業所が介護保険の許可を取り消された場合又は許可を辞退した場合
- ⑤利用者からサービス終了の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）
- ⑥事業所からサービス終了の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください）

(1) 利用者からのサービス終了の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間中であっても、利用者から当事業所へ中途解約・契約解除を申し出ることができます。その場合には、希望する7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除しサービスを終了することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②利用者が入院された場合
- ③事業所若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問看護サービスを実施しない場合
- ④事業所若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業所若しくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

(2) 事業所からの申し出により解約して頂く場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当事業所からの申し出により契約を解約・解除し、サービスを終了する場合があります。

- ①利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者によるサービス利用料金のお支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③利用者が、故意又は重大な過失により事業者若しくはサービス従事者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④利用者が病院又は診療所に入院すると見込まれる場合若しくは入院した場合
- ⑤利用者が介護保険施設に入所（入院）した場合

10. 代理人

契約に基づく利用者の事業者に対する利用料などの経済的な債務につき、利用者と連帯して一切の責任を負います。

事業所は、利用者が入院を必要とする場合並びに本契約が終了した場合、家族（代理人）にその旨連絡するものとします。

11. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 苦情受付担当者 : 永野 麻李菜

苦情解決責任者 : 永野 麻李菜

○受付時間 月曜日～金曜日 (土日祝日、12月29日～1月3日を除く)

午前8時30分～午後5時30分 (電話: 080-4058-5164)

○その他 土日祝日に関しては、留守番電話へ残してもらい、後日迅速に対応します。

(2) 当事業所以外にも市役所、国民健康保険団体連合会等でも苦情相談を受け付けています。

○横須賀市役所 介護保険課

○受付時間 8時30分～17時00分 (電話: 046-822-4000)

○三浦市役所 高齢福祉課

○受付時間 8時30分～17時15分 (電話: 046-882-1111)

○神奈川県国民健康保険連合会

○受付時間 8時30分～17時15分 (電話: 045-329-3400)

12. サービスの提供のキャンセルについて

予定された訪問看護サービスをキャンセルする場合は、前日17時30分までに、次の番号までに連絡ください。

電話: 080-4058-5164

但し、当日キャンセルの場合は、キャンセル料(別紙の通り)を徴収させていただきます。

連絡無くキャンセルが度重なり、事業所に損害が生じる場合、口頭および文書を以て契約を解除させていただきます場合があります。

13. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医 病院名:

住所:

電話番号:

医師名

14. 事故発生時の対応

利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対し事業者の過失により生じた損害について、誠心誠意対応するとともに、その損害を補償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。事業所に対し利用者の過失により生じた損害については実費を請求いたします。

15. 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

訪問看護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所 所在地 横須賀市久里浜 2-13-1-202

事業所名 訪問看護ステーションひなた

説明者 職名 _____

氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、訪問看護サービスの提供開始に同意し、本書面の交付を受けました。

氏名 _____

利用者との関係 ()